

## 三次市土地改良区小規模農業用施設等改良事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三次市小規模農業用施設等改良事業補助金交付要綱に基づき、農業用施設等改良事業を行う者に対して、当該事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、農業生産基盤の整備を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、農業用施設等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農道
- (2) かんがい排水施設
- (3) ため池
- (4) 水田

### (交付の対象事業)

第3条 補助金は、小規模農業用施設等改良事業を行う者で別表に掲げる基準を満たすものに対してその事業に要する経費に対し交付するものとする。

### (交付の対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象としない。

- (1) 小規模農業基盤整備事業等、国又は県の事業制度の対象となるもの
- (2) 関係敷地の所有権その他の権利を有する者の同意が得られないもの
- (3) 施工後に受益者において維持管理ができないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が適当でないと認めるもの

### (補助金の額等)

第5条 補助金の補助率は、10分の5以内とする。

2 前項に定める補助金は、1施設につき一会計年度で、別表にある額を上限とし、その額が千円未満の端数を生じるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助金の額は、事業費が30万円以上のものとする。ただし、ため池廃止事業は、事業費が10万円以上のものとする。

4 補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。

### (事業実施の要望)

第6条 事業を実施しようとする者は、小規模農業用施設等改良事業要望書（様式第1号（その1））により、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 工事施行同意書（様式第1号（その2））

- (2) 代表者選任届（受益者が2人以上の場合）（様式第1号（その3））
- (3) 誓約書・受益面積調書（様式第1号（その4））
- (4) 位置図・設計図（平面図及び構造図）
- (5) 現況写真
- (6) 見積書（三次市登録業者に限る。※数量が詳細に記載されていること。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による要望書を受理したときは、要望内容について調査し、適当と認めるときは、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

#### （補助金の交付申請）

第7条 申請者は、工事に着手する前に、小規模農業用施設等改良事業補助金交付申請書（様式第2号（その1））を理事長に提出しなければならない。

#### （補助金の交付決定通知）

第8条 理事長は、前条の申請により補助金を決定したときは、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第3号（その1））により通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による補助金交付の決定をするときは、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

#### （補助金の交付申請の変更）

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者が、決定後に事業費又は事業内容を変更しようとするときは、遅滞なく、小規模農業用施設等改良事業補助金交付変更承認申請書（様式第2号（その2））を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ、適当と認めるものについては、補助金交付変更決定通知書（様式第3号（その2））により通知する。

#### （届出の義務）

第10条 補助金の交付決定通知を受けた申請者が工事に着手したときは小規模農業用施設等改良事業工事着手届（様式第4号）を、工事が完成したときは小規模農業用施設等改良事業工事完成届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

#### （完成検査）

第11条 理事長は、前条に規定する完成届を受理したときは、速やかに完成検査を行うものとする。

2 完成届に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成写真
- (2) 請求書（様式第6号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

3 理事長は、第1項の規定による完成検査の結果、工事に不備があった場合は、改善を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第12条 理事長は、前条第1項の規定による完成検査の結果、工事が適切であると認めるときは、申請者に補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し)

第13条 理事長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(問題の解決)

第14条 事業の実施に伴い用地等に問題が生じた場合は、受益者の責任により解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条，第5条関係）

小規模農業用施設等改良事業補助金交付要綱事業欄

補助事業	補助基準
農道改良工事 (改良幅員2.0m以上)	事業費は30万円以上200万円以下 (受益戸数2戸以上)
農道舗装工事 (舗装幅員1.2m以上)	事業費は30万円以上150万円以下 (受益戸数2戸以上)
かんがい施設改良工事	事業費は30万円以上150万円以下 (受益戸数2戸以上)
ため池改良工事	事業費は30万円以上100万円以下 (公共性のあるもの) ただし，防災上の危険があるものについては，上限を300万円以下とする。
ため池廃止事業	事業費は10万円以上100万円以下 (災害のおそれのあるもの)
ため池浚渫工事	事業費は30万円以上300万円以下
ほ場まちなおし工事  私有地内で行う整備面積が 10アール以上の水田	事業費は30万円以上200万円以下  但し，10a当りの補助金上限額は20万円とする。 (受益戸数1戸以上)
ほ場復旧工事（暗渠排水含む）	事業費は30万円以上200万円以下 (受益戸数1戸以上)